

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第8号

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市文化センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条の2の規定に基づき、瀬戸市文化センター（以下「文化センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>文化活動の場及び機会の提供を行い、市民の文化の振興を図るため、文化センターを瀬戸市西茨町113番地の3に設置する。</u></p> <p>2 <u>文化センターは、文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館で構成する。</u></p> <p>(休館日)</p>	<p><u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条の2の規定に基づき、<u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場（以下「文化広場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(会館の名称)</p> <p>第2条 <u>文化広場の会館の名称は、文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館（以下「文化センター」と総称する。）とする。</u></p> <p>(休館日)</p>

<p>第2条の3 文化センターの休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p>	<p>第2条の3 文化センターの休館日は、<u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。</u></p>
<p>(1) <u>火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日以後において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。）</u></p>	
<p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p>	
<p>2 &lt;省略&gt; (展示品の撮影等)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (展示品の撮影等)</p>
<p>第14条 美術館に展示してある物品（以下「<u>展示品</u>」という。）を撮影し、採寸し、模写等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、展示品の著作権者が許可する場合はこの限りでない。</u></p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第14条 美術館に展示してある物品（以下「<u>展示品</u>」という。）を撮影し、採寸し、模写等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第16条の2 市長は、<u>文化センター</u>の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>第16条の2 市長は、<u>文化広場</u>の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>
<p>第16条の3 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、<u>次に掲げるものとする。</u></p>	<p>第16条の3 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p>
<p>(1) <u>文化センター</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(2) <u>文化センター</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>文化センター</u>の管理に関し市長が必要と認める業務</p>	<p>(1) <u>文化広場</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(2) <u>文化広場</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>文化広場</u>の管理に関し市長が必要と認める業務</p>
<p>別表第2（第5条関係）</p>	<p>別表第3（第5条関係）</p>

<省略>	<省略>
備考 1 この表における「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日という。 2 <省略>	備考 1 この表における「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。 2 <省略>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（瀬戸市都市公園条例の一部改正）

2 瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公園施設の特例）	（公園施設の特例）
第11条の2 スポーツに係る公園施設及び瀬戸市文化センターに係る公園施設の管理については、この条例にかかわらず、別に定めるものとする。	第11条の2 スポーツに係る公園施設及び尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る公園施設の管理については、この条例にかかわらず、別に定めるものとする。